○海上保安庁告示第二百八号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年九月二十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「MH　964　同　JA　964A」を

「MH　964　同　JA　964A

MH　965　同　JA　965A」に改める。

附　則

この告示は平成二十三年十月七日から施行する。

○中国地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十二日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
長門市三隅中字大畠一六一三番一地先官有無番地から萩市大字土原字土原一八四番二まで	前	BA　七・五〇～一三三・五〇（メートル）	一九・五二六（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA　七・五〇～一三三・五〇 一〇・五〇～三一八・〇〇	一九・五二六 一四・九八九	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十二日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十一号	萩市三見字生化九八二番一から同市大字椿字田村二二三二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月二十三日

○中国地方整備局告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二十二日から二週間中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十二日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十一号

(三)　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
萩市三見字生化九八六番地先官有無番地から同市大字椿字田村二二三一番一まで	最大　一一七・四七（メートル） 最小　二三・〇三	七・六二〇（キロメートル）

(四)　指定する期日　平成二十三年九月二十二日

○四国地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二十二日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十二日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	区間	敷地の幅員	延長
四国横断自動車道阿南四万十線	道路の区域 小松島市立江町字野神七番一から同市櫛渕町字小松九三番まで	最大　一一七・四七（メートル） 最小　二三・〇三	一・八一一（キロメートル）

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年九月二十二日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　登録番号　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人福岡県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	池本　裕之
変更後	坂井　一賀

(2)　変更年月日　平成二十三年六月一日

○北海道開発局告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二十二日から一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十二日

北海道開発局長　高松　泰

一 道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
一般国道　三十八号	北海道十勝郡浦幌町字上厚内から十勝郡浦幌町字直別まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
〃　〃	北海道十勝郡浦幌町字直別から釧路市音別町直別まで	〃

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　KDDI株式会社　建設本部長　西山　治男

住所　東京都千代田区飯田橋三丁目一一番一一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十三年七月二十二日から本協定の存続する日まで